

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和７年７月２５日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ＤＣＭ多賀城東店
宮城県多賀城市笠神五丁目５番２５号
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
板橋 恵一
宮城県多賀城市笠神一丁目１２番３０号
- ３ 変更した事項

- （１）大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ＤＣＭホームック多賀城東店 宮城県多賀城市笠神五丁目５番２５号	ＤＣＭ多賀城東店 宮城県多賀城市笠神五丁目５番２５号

- ４ 変更の年月日
令和４年９月１日
- ５ 届出年月日
令和７年６月４日
- ６ 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び多賀城市役所
- ７ 縦覧期間
令和７年７月２５日から令和７年１１月２５日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- ８ 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目８番１号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- ９ 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成１９年２月１日経済産業省告示第１６号）及び意見書様式を参考のこと。